

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する鳥取県原子力安全顧問意見等及び修正案の概要について

令和 3 年 2 月 25 日  
原子力安全対策課

昨年 10 月に実施した原子力防災訓練等により得られた教訓、国のガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症下における原子力防災対策を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、原子力安全顧問への意見聴取と県民へのパブリックコメント（令和 3 年 2 月 8 日から 2 月 21 日）を実施したところ、合計 45 件の意見等がありました。これらの意見を反映し、計画の一層の深化により実効性の向上を図ります。

## 1 意見等の内容とそれに対する県の考え方等

### （1）原子力安全顧問からの意見

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
1	<p><b>（車両検査）</b> 車両検査がどの程度効率的に行われるのか、それが渋滞を引き起こす要因にならないかが気になる。 検査時間がかかるほど、被ばくが増えてしまう。実際に運用するときはこのことを念頭に置いておいた方がよい。</p>	<p><b>【計画に記載】</b>（地域防 P40, 81、避難計画 P32, 45） 車両検査の避難経路上での先行実施について記載 <b>（考え方）</b> 円滑な避難に資する方法について継続的に検討していきたいと思います。 今回は、避難退城時検査会場での停滞を避けるため、車両検査を、人検査会場と切り離して、避難経路上（山陰道 PA にて実施）で先行的に行うことと、検査会場（人検査含む）での停滞に効果がある可能性を確認しました。また、県では UPZ から早期に離れることと被ばくを避ける観点から、現在の検査会場予定地は、原発から 50 km 以遠の場所を計画していますが、上記の車両検査先行実施場所も同様な考え方により、予め具体的な候補地の検討をしていきたいと思います。</p>
2	<p><b>（避難経路）</b> 避難環境が、不測の事態で十分機能しない可能性はある。 地震などで局所的に予め設定していた避難経路が使えない場合、どうやって正確な情報を得るのか、そして臨機応変に判断し、意思決定ができるか気になる。</p>	<p><b>【計画に記載】</b>（地域防 P87、避難計画 P15） 不測の事態における対策や交通状況、道路の被害状況の把握にかかる体制・方法について記載 <b>（考え方）</b> 降雪時の対応について、本県で発生した昨年末の大雪対応でも、電力等インフラ関係者との連携やそこからの情報把握が重要であると認識したところです。自然災害に係る上記部分は、地域防災計画（共通編）に今回反映し、原子力防災においても同様に関係者と連携し対応していきたいと思います。 道路の局所的な被害情報については、今般整備中の道路カメラ等を活用し、別途定めている情報計画に基づき、能動的に情報を集めていきたいと思います。</p>
3	<p><b>（避難先の確保）</b> 避難先の追加確保について、原子力災害だけに限らず、自然災害も含めて各自治体が避難所を相互に提供し合うような取組をもう少し進めてもいいのではないかと思う。</p>	<p><b>【計画に記載】</b>（地域防 P34） 事前に定めた避難先が利用できなくなった場合に備え、県内に加え、広域避難に係る応援協定に基づき、県外においても避難先を追加確保するよう努めることについて記載</p>
4	<p><b>（新型コロナ感染症対策）</b> 健康確認書の位置付けを確認したい。 「健康確認書」の説明の仕方に気をつけないと、この言葉が原因で変な誤解や混乱を招くと思われる。</p>	<p><b>【計画に記載】</b>（地域防 P101、避難計画 P32） 健康確認書（検温、健康状態の確認結果を記載）、と確認書に記載する事項を明記します。 <b>（考え方）</b> 「健康確認書」は、新型コロナウイルス感染者を特定するためのものではなく、あくまで感染している恐れのある方を見つけて区分しようとする一つの手段として、当書に記載する事項を明記して誤解を招かないようにします。</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
5	(文言の適正化) 避難中は窓の開閉等換気を行わないことを基本とする、とあるが、避難と言うと、避難先へ移動中のことを指すのか、避難先に滞在中のことも含めて指すのか文脈によって分かりづらい場合がある。必要に応じて言葉を補足した方がよい。	【御意見に対して】 換気は、避難元から避難先に至り避難所内での対応まで関係する事項であり、計画の項立てにより、各箇所での対応が分かるよう記載しました。
6	(新型コロナ感染症対策・複合リスク) ・複数のリスクに対応する場合、全てをゼロリスクにすることは不可能であることは十分認識しておく必要がある。 ・原子力災害と新型コロナウイルス感染症のどちらの対策を優先するか等どういうときにはどちらを優先するかとは、予め考えておいた方がよい。 ・新型コロナウイルスに高齢者が感染してしまうと、重症化し、致死率が高いことを考えると、基本的には感染症対策を優先すべきという部分もある。 ・放射線と新型コロナウイルスのリスクにどの対応するかは、モニタリング情報等に基づき、どの程度のリスクがあるのかという情報を参考にしながら判断することも考え方の一つかと思う。	【計画に記載】(地域防 P101、避難計画 P31) 複合災害時の基本的な考え方として、地域防災計画 第5章の2. 基本的考え方、「人命の安全確保を最優先とし、感染症対策と放射線防護を判断する。この際、感染症の重症化に留意する。」を追記しました。 (考え方) 新型コロナウイルス等の感染症下における避難は、原子力災害時の防護措置と共通するところはありますが、人命にかかる事態ですので、新たに新章を設け、的確に対処することとしています。
7	(新型コロナ感染症対策) 換気の考え方として、全面緊急事態以降は、放射性物質が環境中に放出されているので安全なところまでは換気をしない、全面緊急事態以前の避難では環境中に放出されてないので、基本的には感染症対策の方が優先されるべきである。計画でも、内閣府が出しているガイドラインの記載を参考にこの部分は明確にしておいた方がよい。	【計画に記載】(地域防 P101) 地域防災計画 第5章の2. 基本的考え方、「全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被ばくを避けるため、放射性物質の放出に関する情報が得られない場合においても換気を行わないことを基本とする、」との記載に改めました。
8	(新型コロナ感染症対策) 感染症対策には、マスク、消毒薬等を相当量準備する必要がある。	【計画に記載】(地域防 P103) 必要なもの及び数量については、今後具体的に検討していきます。 (考え方) 感染症対策資機材については、今般感染症対策に係る市場供給量を参考にし、発災時調達が困難になるものについては、適切に備蓄するよう一般防災分野と連携していきたいと思います。
9	(新型コロナ感染症対策) マスクをつける、密を避ける、といった行為基準や、机の前に衝立を設置する、換気をするときは除染をするといった施設基準は、一つの視点からきちんと整理しておく必要がある。	【計画に記載】(地域防 P102) 地域防災計画 第5章の第3節感染症流行下における体制の整備に、「マスクの着用、手指洗浄（消毒）等の行為や消毒液、間仕切りの設置等について、共通となる基準をもって、現場で混乱の生じないよう留意するものとする。 さらに、不特定多数の者が触れる共用部分には、消毒液等を適切に配置するものとする。」を追記しました。
10	(新型コロナ感染症対策) 避難所のお手洗い等、多くの方が出入りする共用場所での感染症対策に留意が必要である。	【計画に記載】(地域防 P101、避難計画 P31) 感染症にかかる第5章の2. 基本的考え方、「避難所における感染症防止対策は、基本的に自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なることはなく、関係機関とともに連携して取り組むものとする。」を追記しました。
11	(新型コロナ感染症対策) 避難所運営に関する感染症対策はある程度考えられていると思うので、原子力災害と自然災害時の避難所運営で整合性が取れている必要がある。	【計画に記載】(地域防 P101、避難計画 P31) 感染症にかかる第5章の2. 基本的考え方、「避難所における感染症防止対策は、基本的に自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なることはなく、関係機関とともに連携して取り組むものとする。」を追記しました。

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
12	(訓練) 訓練参加車両を多くすることで、大規模な流動がどうなるかの検証を行ったり、避難行動について住民へ周知するなどの取組みも検討されたい。	【御意見に対して】 より実際に近い形と、住民への周知効果を追求した形での訓練企画を引き続き検討していきたいと思います。 一方で、あまりに多くの車両の参加は、現実的に困難な面もあるので、避難時間推計の手法等も用いて検証を進めています。

## (2) 県民からの意見

### ア 両計画共通に対する意見等

No.	意見等の内容	計画、意見等に対する県の考え方等
1	(新型コロナ感染症対策) 被ばくを避けるために屋内退避と感染症対策の換気と矛盾した対応が求められている。県民、市民の命・健康を守るために今回の記述では具体性がないと思う。もっとわかりやすく具体的な説明が必要だと思います。	(考え方) 新型コロナウイルス感染症流行下における避難について、防護措置と感染症対策を双方のリスクを鑑み、可能な限り両立させ、県民の命・健康を守ることを最優先として防護措置を行うこととしています。 具体的には全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被ばくを避けるため、放射性物質の放出に関する情報が得られない場合においても換気を行わないことを原則としつつ、国又は県、市から換気の指示等があった場合には30分に1回程度の換気を行う、一時集結所や、避難退避時検査会場では検温等の健康確認を行い、感染の疑いがある者とそれ以外の者を分離する等国ガイドラインを踏まえ、新型コロナウイルス感染症流行下の避難について計画修正を行っています。 今後も計画修正にあたって、住民の方に分かりやすい記載となるようにしていきます。
2	(安定ヨウ素剤) 事前配布をするにあたり、条件をなくし、誰でも配布を受けるように案内も変更したほうが良いと思います。記載されている条件と合わないからもらえないと思い、事前配布は受けれないと思ってしまうことになります。	(考え方) 県と米子市及び境港市では、平成30年度からUPZ圏内に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難で、希望される方に対して毎年事前配布説明会を開催して配布するとともに、新たに令和2年度から米子保健所において個別に事前配布を実施しています。（毎月第2・第4火曜日、予約制） 現在のところ、国のガイドライン等に鑑み、条件自体をなくすことは考えておりませんが、両市と協議の上、案内の記載方法の工夫等を検討し、必要性の高い方が積極的に事前配布を受けられるよう更なる周知を図っていきます。
3	(安定ヨウ素剤) ドライブスルー方式での安定ヨウ素剤配布では渋滞することが考えられ、被ばくをすることになる。ドライブスルーということではなく、事前配布の方が実効性がある。	(考え方) 緊急配布においてドライブスルー方式については、今年度の原子力防災訓練の教訓を基に、避難退避時検査会場での実施などを含め、避難状況等に応じてドライブスルー方式での配布の検討を行うことを記載したものです。
4	(安定ヨウ素剤) 安定ヨウ素剤緊急配布体制の強化について、避難の円滑化と感染症対策を考えるのであれば、安定ヨウ素剤の事前配布率をできるかぎり高めていくことが必要となると考えられる。	(考え方) 事前配布については、必要性の高い方が積極的に事前配布を受けられるよう、今後も市と連携し、更なる周知を図っていきます。 UPZにおいては、国のガイドライン等に鑑み、緊急配布を基本に考えているため、事前配布率の目標設定を行うことは現在のところ考えておりませんが、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
5	(安定ヨウ素剤) 配布率を高める具体策として、以下の点を加えていただきたい。	(考え方) 薬局での配布については、他地域での先進事例等を情報収集するとともに、本県での事前配布の状況

No.	意見等の内容	計画、意見等に対する県の考え方等
	<p>①国も言及している「薬局での配布」を早期に実施すること。</p> <p>②過酷事故になれば、UPZ外の住民も当然安定ヨウ素剤を求めると考えられ、混雑が予想される。事故時に住民、特に子ども達を放射能から守るという観点から、UPZ外の学校・公民館への備蓄を行うこと。</p> <p>③混雑を避けるためにも、UPZ外の希望する住民への事前配布を行うこと。</p>	<p>を見ながら、必要性も含め両市及び関係機関と連携して検討していきます。</p> <p>UPZ外では、西部総合事務所福祉保健局（米子保健所）、中部総合事務所、各県立病院に安定ヨウ素剤の備蓄を行っています。UPZ外の住民への安定ヨウ素剤の配布方法等に関しては、UPZ外における避難方法を踏まえて今後検討していきます。</p>
6	(屋内退避) 「原子力防災ハンドブック」P 9の屋内退避の効果の数値で、30分に1回換気した場合には、どのような低減率になるか示していただきたい。また、「令和3年版ハンドブック」には、このコロナ対策をした場合の低減率を表記していただきたい。	<p><b>(考え方)</b> 新型コロナウイルス感染症流行下における避難について、防護措置と感染症対策を双方のリスクを鑑み、可能な限り両立させ、県民の命・健康を守ることを最優先として防護措置を行うこととしています。</p> <p>屋内退避の実施については、扉や窓の開閉等による換気は行わないことを基本としています。ただし、感染症流行下では、国又は県等から換気の指示があった場合（被ばく影響がないとき）に30分に1回程度の換気を行うこととしています。</p> <p>ハンドブックへは原子力規制委員会の新たな科学的知見が公表された段階で記載しますが、換気を行った場合の低減率については、国において現時点決められていません。</p> <p>ハンドブックの記載内容については毎年適宜修正等を行っており、引き続き最新の科学的知見等を取り入れ、修正を行っていきます。</p>
7	(屋内退避) 現在のハンドブックの屋内退避の低減率も国の最新の報告に従って、表記を訂正していただきたい。	
8	(広報) 現在の広報活動の実施状況では、避難計画が住民に理解されているとは考えられず、県が計画されている住民の「段階的避難」はできず、一度過酷事故が起きれば、道路は避難車両で大渋滞が発生することは容易に想像できます。住民への説明会の実施目標(回数・参加者数の目標)を表わし、計画的に実施することを明記していただきたい。	<p><b>(考え方)</b> 普及啓発を原子力防災対策の重要な柱と位置づけ、県民の皆さんに被ばく防止対策、避難行動等を具体的に認識していただくよう、米子市、境港市等と連携して、引き続き、次の取り組みを行っていきます。</p> <p><b>【普及啓発の主な説明会等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災講演会</li> <li>・放射線に関する講演会</li> <li>・原子力防災現地研修会</li> <li>・避難先、避難経路確認訓練</li> <li>・出前説明会</li> </ul> <p>さらに、ホームページや原子力防災ハンドブック（平成30年から県下全戸配布）を活用しながら、幅広く県民の皆さんに情報をお届けし、平時から、原子力災害時の避難方法（避難行動のあり方）を理解していただけるよう、今後とも、両市と連携を図りながら、しっかりと取り組んでいきます。</p>

#### イ 地域防災計画に対する意見等

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
1	(避難先の確保) 新型コロナ対策で、現在何人分の避難先が不足しているか明らかにしていただきたい。また、「県外の避難先」について、現時点では確保できているところはないと考えていいかお聞きしたい。	<p><b>(考え方)</b> 本県では、UPZ内の自治会等を単位として、予め避難元地域と避難先地域のマッチングを行っていますが、感染拡大防止のため、1避難所の定員を少なくする等の措置により避難所が不足する場合には、改めて避難元及び避難先市町村と調整し、県内の予備的避難地域も活用しながら、避難所を決定することとしています。</p> <p>現時点、計画上の県内避難所で収容可能と判断しています。</p> <p>また、県内において避難先が確保できない場合</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
		は、広域の相互応援協定を活用しながら、関西広域連合、国、全国知事会等と調整を行い、避難所を確保します。こちらに関しては、原子力災害時に、当時の状況により調整を行うこととしており、具体的な避難所のマッチングを行っていません。
2	(避難退域時検査) 屋外での住民検査及び簡易除染時のバックグラウンド値等を明確に示していただきたい。この数値がはつきりしないと、避難者の被ばくを前提にした避難計画となる。	(考え方) バックグラウンド値は、検査場所の環境に変化があったかを知る上で重要な情報です。このため、バックグラウンドの上昇が測定された場合は、国の指示等に基づき、検査等を中止し、屋内退避を実施します。 国のガイドラインに基づき当該記載をしておりますが、国としても発災時点での放射線による被ばくと感染症リスクを比較し、判断するものとして数値は変動するものとして固定的な数値は示していません。
3	(避難退域時検査) (P 8 1) 避難退域時検査について車両の検査では乗員の検査の代用にはならないのではないか。	(考え方) 避難退域時検査は、国の定めた要領に基づいて行います。 一般的に放射性物質は、屋内退避していた住民の方の体表面よりも、屋外に置かれていた車両に多く付着しているものと考えられており、そのため、住民の方の代わりとして車両を検査します。
4	(避難退域時検査) 車両が汚染されている状況下では乗員は代表者の検査だけでは全員の安全は確認されないのではないか。	(考え方) 自宅に屋内退避した家族等が自家用車により一緒に避難するときなど、概ね同じ行動をとった方については、まず代表者を検査します。代表者に放射性物質が付着していた場合、全員を検査します。
5	(避難退域時検査) 洗浄水や汚染物は原子力事業者が処理するとあるが具体的にどこでどのように処理するのか。	(考え方) 避難退域時検査によって生じる洗浄水等は、原子力事業者が責任をもって処理します。
6	(避難退域時検査) そもそも必死で逃げている住民は検査など突破するのではないか。 その場合放射能による汚染が拡散するおそれはないのか。	(考え方) 地域防災計画では、住民は避難途中において避難退域時検査受けていただくよう定めており、避難所においては避難者が到着した際、避難退域時検査を受けたことの証明（検査済証）を確認し、万一、検査を受けていない場合は、避難先地域に設置する避難退域時検査会場で検査を受けていただくこととしています。
7	(防災対策区域) 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）では原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は島根原発から30キロとされている。 しかし福島第一原発事故では半径30キロを超えて影響が出た。 このような事態は起こりえないのか。それとも想定外なのか。	(考え方) UPZ（5～30km圏内）の距離は、過酷事故を想定した国際基準をもとにして設定されていますが、UPZ外においては、ブルームの通過後、万が一、一時移転が必要となっても、移転を実施するまでに十分な時間的余裕があるため、あらかじめ計画を策定する必要はないとされています。 しかしながら、事態の進展によっては、計画を超える地域での放射性物質による影響の可能性も全くないとは考えておらず、万が一、原子力災害が発生した場合は、UPZ外においてもプラントの状況等により判断して、UPZ内と同様の屋内退避等の防護措置を実施することとしています。
8	(防災対策区域) 福島第一原発事故の時も原発周辺で大渋滞が起きた。島根原発でメルトダウンが起きてPAZの住民が避難しているのにUPZの住民は自宅でじっと待っているなどと県は本気でそのようなことを考えているのか。	(考え方) 原子力災害対策指針では、全面緊急事態においてPAZは放射性物質の放出前に予防的に避難等を行うこととされています。UPZでは、まずは予防的に屋内退避を行うこととされています。 原子力災害時、住民の方は基本的に自家用車で避難することとなっており、そのため複数の避難経路

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
	県はUPZの住民や外の住民の避難を止められるのか。 PAZの住民もUPZの住民も一斉に自家用車で避難したらどのようになると想定しているのか。それとも想定外なのか。	を設定しています。 また、UPZ全域の避難が必要となったときは、渋滞を避けるため弓ヶ浜半島を4つの区域に分け、原発に近い区域から段階的に避難を行うように計画しています。 災害発生時の対策として、信号機の操作や交差点等での警察官の避難誘導を実施するほか、避難情報を道路情報板や原子力防災アプリ等により情報提供し、円滑な避難が行われるようにします。
9	(屋内退避) 屋内退避を行うというが、炎天下、窓も開けられず、停電で、水源地がプルームで汚染されれば水道も使用できず、どうやって屋内退避を行うのか。何万人も熱中症で倒れるがその場合県はどうするつもりか。	(考え方) 原子力防災ハンドブックでは、屋内退避や避難に備え、最低3日分の家族の食糧・飲料水を備えてもらうようお願いしています。 <b>屋内退避の実施時には、熱中症に留意し、高温情報の適切な情報発信を行うこととしています。なお、空調管理のため内部循環式のエアコンを使用することは可能です。</b> また、必要に応じて国の支援により物資等を配布することとしています。
10	(資機材) (P40)防災業務関係者の安全確保のための資機材や(P103)感染症対策の資機材など、あれも準備しますこれも準備しますと空手形を乱発するのはいいが何がどの程度必要か見積もっているのか。 その確保のめどはついているのか。	(考え方) 県では、原子力防災資機材を計画的に整備・備蓄を行っており、緊急時には、これら放射線防護資機材を用いて活動を実施します。 <b>防災業務関係者の防護用資機材については必要数整備しています。感染症対策の資機材は、自然災害の対応として整備を進めていますが、不足数については発災時調達を行い、対応することを考えています。</b>
11	(実動組織との連携) (P44、45)第16節防災訓練等の実施等各所で、警察も消防もないのに自衛隊だけがわざわざ特記されている理由は何か。	(考え方) 地域防災計画では、災害対策基本法の規定に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、定期的に訓練を実施することとしています。 自衛隊のみならず警察、消防といった実動組織とも連携し、毎年度訓練を行っているところです。 自衛隊と警察、消防等の他の実動組織との間で、連携体制に相違はありません。
12	(避難車両等の確保) (P78)バスや福祉タクシーに要請するとあるが、島根原発で事故が起きて住民が避難しなくてはいけない状況下で、メルトダウンが起きかかっていていつ被ばくするかもわからないPAZやUPZに、本当にバスや福祉タクシーが来るのか。 一体何台のバスや福祉タクシーが必要と想定しているのか。ガソリンはどれだけ必要か。それが確保できると確認したのか。 特に要支援者の搬送車両、搬送先は確保できるのか。介護施設や老人病棟はどこに空きがあるのか。	(考え方) 原子力災害時において、基準以上の被ばく線量が予想される場合には、民間事業者に輸送業務を依頼せず、自衛隊等の実動組織の応援などにより行うこととしています。 また、運転士等の防災業務従事者の安全確保のための放射線防護資機材を整備するほか、放射線及び放射線防護についての知識の取得のための研修等の機会を提供してきています。 避難に必要となるバスや福祉車両、避難先等は協定等に基づき、必要数を確保することとしています。
13	(その他) 「体制の整備を図るものとする」、「必要な体制を整備するものとする」、「資機材等を整備するものとする」、「派遣手段を定めておくものとする」、「あらかじめ定めておくものとする」、等々のオノンパレードだがこれは要するにまだ何もできていません」ということか。 これらの整備や定めは現時点できているのかないのか。できていなくても原	<b>【計画修正】(地域防 P33、96)</b> 国の防災基本計画に基づき、「防災計画等を見直し、備えを充実する」としており、臨機に対応する趣旨の記載でしたが、御意見踏まえ、表現として分かりにくい面もあるため当該箇所を削除しました。 (考え方) 地域防災計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害等における県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的に策定しています。

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
	発事故に対して県民の安全を保証できるのか。	訓練等の結果に基づき、継続的に修正を行い、計画の実効性をさらに高めていきます。
14	(その他) (P 3 3) 「複合災害の発生可能性を認識し、防災計画を見直し」、(P 9 6) 「防災計画等を見直し、備えを充実する」とあるが、そもそもこの計画が防災計画なのでないか。防災計画で防災計画を見直すと計画する意味がわからない。	
15	(その他) 計画の基本姿勢が間違っているのではないか。今の計画では国や中国電力の側に立った、というよりむしろ国や中国電力の下請けか手先のような計画である。 県はあくまで県民の側、島根原発で事故が起きても確実に県民の安全を守れることを確認する、そうでないときは島根原発の稼働は認めないという大原則を計画の一番最初に明記すべきである。	

#### ウ 広域住民避難計画に対する意見等

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
1	(防護措置・防災対策区域等) (P 7) 最も厳しい状況である U P Z 全域に避難指示が出された場合とあるがそれより厳しい状況は起こらないのか。起こらないと判断する根拠は何か。 (P 2、4) 「仮定条件」というがそれなら最悪を想定すべきではないか。こんなことだから想定外になるのではないか。	(考え方) 県は、福島事故の教訓や I A E A の基準を基に、国が原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として定めた U P Z (概ね半径 3 0 km 圏内) の範囲について、あらかじめ避難計画を定めています。 この計画に基づき、災害時には国からの指示やモニタリング結果等を踏まえ、状況に応じて必要な防護措置を行うことになりますが、万が一、U P Z 外で防護措置が必要になった場合は現計画を変更・修正し、臨機応変に対応することを計画に定めており、また、U P Z 外自治体等と毎年訓練を行っています。 加えて、避難指示がない場合の計画外避難への対応についても計画に定めています。
2	(防護措置・防災対策区域等) (P 1 7) 計画外の避難が大規模に発生した場合は臨機応変の対応を行い住民などの被ばくをできるだけ避けるというが、あまりに無責任ではないか。 島根原発事故が起きた場合、U P Z 外の住民も大挙して一斉に避難することは十分想定される。 そのような場合はどう対処するのか、対処できるのか、具体的に明記いただきたい。	
3	(防護措置・防災対策区域等) (P 7) 段階的避難が実施される、P A Z 避難が完了した後、U P Z 避難が実施される、近い区域から距離に応じて段階的に避難するとあるが非現実的ではないか。誰がどうやってそれを保証するのか。住民が一斉に自家用車で避難したらどうするのか。それとも想定外か。	(考え方) 県では渋滞の低減、避難の走行時間の短縮を目的とし、県内を 4 区分に分け、段階的に避難を実施する方法を計画しており、この段階的避難等について積極的に普及啓発を行っています。 今後も段階的避難の周知に努めてまいります。
4	(避難時間) (P 1 0) 避難指示までを 2 4 時間と仮定する根拠は何か。 実際の原発事故ではそのような時間的余裕はないのではないか。その場合どうするのか。 各避難区域が 5 時間で避難を完了するという根拠は何か。2 0 時間で避難を完了するというのはどのような計算に基づくものか。	(考え方) あくまでも計画上の設定時間として 2 4 時間と仮定したもので、実際には警戒事態に至った後の事故の進展には時間的余裕があると考えられます。 また、当県では平成 2 6 年に避難時間のシミュレーションを実施しており、その結果に基づき各区域が 5 時間毎計 2 0 時間での U P Z 内圏域からの避難実施を計画しています。

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
5	<p><b>(避難時間)</b>            20時間で避難完了などというが、山陰道や米子道は雪が降ればすぐ通行止めになる。            普段でも交通事故が1件起つただけで何時間も通行止めになる。            まして原発事故でみなが必死に避難しているときは交通事故が多発することや、事故が起きても渋滞で事故現場にたどり着けないことは容易に想定されるが県はどう考えているのか。それでもなお何万台の避難車両をさばけるのか。それは具体的にはどのような計算に基づくものか。</p>	<p><b>(考え方)</b>            渋滞の対策として、複数の避難経路を設定し、段階的避難を行うこととしています。            また、信号機操作や交差点等での警察官の避難誘導を実施するほか、避難情報を道路情報板や原子力防災アプリ等により情報提供を行うこととしています。</p>
6	<p><b>(自家用車避難)</b>            (P11)避難住民の90%が自家用車を使用し、1台当たりの乗車人員は2.5人と見積もる根拠は何か。結局車は何万台と見積もっているのか。それだけの車が一斉に避難したらどうなると想定しているのか。</p>	<p><b>(考え方)</b>            避難時間のシミュレーション及び住民へのアンケートを基に避難住民の90%が自家用車避難、1台あたりの乗車人員を2.5人と見積もっています。            また、UPZ全域避難の際の自家用車の台数は約2万5千台を見積もっています。</p>
7	<p><b>(複合災害)</b>            (P14)地震による影響は検討しないというのはあまりに無責任ではないか。被害状況を早期に把握し対応するからというがこれまでの災害でそのようなことはできた例があるか。            原発事故が起り避難が必要な状況で誰が被害状況を把握し対応するのか。            県はそのような状況下で建設業者にPAZやUPZに道路工事に行けと命令できるのか。</p>	<p><b>【計画に記載】(避難計画P14)</b>            地震による道路等への影響については、避難開始前までに避難経路の偵察及び応急復旧等の対応を早期に行うことから、避難開始時には通行可能と想定する趣旨で記載していましたが、御意見に基づき、記載を見直しました。</p> <p><b>(考え方)</b>            地震が発生した段階で、道路管理者等と連携し速やかに避難経路等避難に支障をきたす場所の点検を実施することとしています。            また、避難経路が使用できない場合には、避難開始までに代替経路の設定や道路管理者等が道路啓開・応急復旧を実施します。</p>
8	<p><b>(仮設住宅)</b>            (P50)仮設住宅等への入居開始は避難開始後1か月をめどとし、完了は概ね6か月以内を目標とするのはどのような計算に基づくものか。そもそも何棟の仮設住宅等、何平米の用地が必要と想定しているか。            その上で本当に実施できるめどはあるのか。</p>	<p><b>(考え方)</b>            応急仮設住宅については、災害救助法に基づき、被災市町村からの避難者数情報及び要望調査等による必要推計戸数を把握した上で、災害発生から概ね20日以内に、1戸当たりを29.7m<sup>2</sup>（標準規格）の仮設住宅や福祉仮設住宅（特別な配慮を要する者複数名入居可能）、共用施設（談話室・集会所）等も含めて着工し、概ね6ヶ月以内で必要となる仮設住宅を建設することを目標としています。</p>
9	<p><b>(その他)</b>            (P25等)「バス、列車を待つ間の被ばくの防止に」「乗務員の防護対策に」留意するとあるが、具体的にはどうするのか。            (P28等)ケアに配慮する、障がいの特性に応じて伝達方法に配慮する、ボランティアの被ばく管理に留意する、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う、運転手等の安全確保に配慮するなどとあるが、具体的にはどうするのか。</p>	<p><b>(考え方)</b>            住民の避難にあたっての留意事項として、放射性物質の付着防止を目的としたマスク・カッパ等の着用を呼びかけています。            避難行動要支援者等の避難については、直ちに避難を行うことによる健康リスク等に配慮しつつ防護措置を行うこととしています。            避難情報等の伝達については、様々な情報媒体を使用し伝達できるよう留意していきます。</p>
10	<p><b>(その他)</b>            計画の文章に主語がない。何でもかんでも「やりますやります」と乱発しているが具体的には誰が、どのように実施するのか、そもそも本当にできるか検証した上で書いているのか。</p>	<p><b>(考え方)</b>            広域住民避難計画は、原子力災害対策特別措置法第5条に定める原子力災害についての災害対策基本法第4条第一項（都道府県の責務）の責務を遂行するため、災害対策基本法第40条により、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて、原子力災害における住民避難の要領として作成した計画です。</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
		<p>住民避難のために必要な具体的な事項等については、個別避難計画を作成し、どのように対応・実施するのかという手順などを定めています。</p> <p>また毎年国・島根県・米子市・境港市・警察・消防等の実動機関等と連携した原子力防災訓練を実施して、避難計画を検証することで、その実効性を向上させ、対応できる体制を常に確保・構築することとしています。</p>

## 2 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正項目等

### (1) 新型コロナウイルス感染症流行下の原子力防災に係る記載

#### ア 避難先の多重確保

自然災害、新型コロナウイルスのような感染症流行等により、事前に定めた避難先が利用できなくなった場合、県内に加え、広域避難に係る応援協定に基づき、県外の避難先を追加確保する。

(第2章 原子力災害事前対策 第8節 避難受入活動体制の整備)

#### イ 感染症流行下での原子力災害時の防護措置

新型コロナウイルスのような感染症流行下またはこれを超えるような感染症の蔓延時における原子力災害については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とし、従来の防護措置を基本としつつ自然災害とパンデミックが重なった場合を想定した対応を行うことを規定

##### (ア) 防護措置（避難時における感染拡大防止）

避難者等の感染防止のため「3つの密」を避けるとともに、防災業務関係者の感染症対策を徹底する。この際、非接触型及び短時間での対応に留意する。

住民に対しては、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難及び避難退域時検査の際に、事前の検温の実施、マスクの着用などの必要な感染症対策について事前に周知を行う。

(第5章 感染症流行下における対策)

##### (イ) 安定ヨウ素剤緊急配布における対応

避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布、ドライブスルー方式）等、配布に要する時間を短縮する方法について検討する。

(第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備)

広い場所での配布や、配布に要する時間の短縮、避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布やドライブスルー方式）により「3つの密」を避け、配布による接触機会を減らす。

(第5章 感染症流行下における対策)

##### (ウ) 避難退域時検査会場における対応

動線の分離、感染の疑いのある者の待機場所の設置及び「3つの密」対策の徹底並びに感染の疑いのある者の健康確認が出来る体制を整える。住民検査及び簡易除染については、バックグラウンド値等に留意しつつ、屋外での検査を基本とする。

避難退域時検査会場では、避難退域時検査にあわせて健康確認等を行い、検査済証に加えて「健康確認書」（検温、健康状態の確認結果を記載）を発行する。

(第5章 感染症流行下における対策)

##### (エ) 基本的考え方（換気）

全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被ばくを避けるため、放射性物質の放出に関する情報が得られない場合においても換気を行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めるものとする。

(第5章 感染症流行下における対策)

##### (オ) 行為基準

マスクの着用、手指洗浄（消毒）等の行為や消毒液、間仕切りの設置等について、共通となる基準をもって、現場で混乱の生じないよう留意するものとする。さらに、不特定多数の者が触れる共用部分には、消毒液等を適切に配置するものとする。

(第5章 感染症流行下における対策)

### (2) 原子力防災訓練等を通じた見直し

#### ア 避難の円滑化

##### (ア) 県前方災害対策本部の設置

住民避難開始後に、避難が予期のように進展しない場合、予期しない状況に遭遇した場合など緊急の現地対応を必要と認めた場合は、迅速に状況を把握するとともに、避難の焦点となる場所に知事を本部長とする県前方災害対策本部を臨時設置する

(第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立)

#### (イ) 車両検査の先行実施

主要経路沿い等に設置する避難退域時検査会場に誘導する前段階として、必要に応じて、避難車両に対する検査を先行して行うため、主要経路上で避難退域時検査（車両検査先行実施）を行う。  
(第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置)

#### イ 原子力防災支援拠点の整備

避難退域時検査会場開設に係る原子力防災資機材の一括管理を行う原子力防災支援拠点を整備し、避難退域時検査会場の速やかな開設等に資する後方支援体制を整備する。

平時には原子力防災業務関係者に対する研修、訓練の場所、住民に対する資機材に係る広報・啓発施設として利用し、緊急時には避難退域時検査会場の開設及び運営に係る推進及び後方支援拠点及び他地域から原子力防災資機材等が融通された場合の資機材等受入・集積拠点として利用する。

(第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備)

#### (3) 国の防災基本計画の修正等を踏まえた見直し

##### ア 避難経路の確実な確保

自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧や降雪時の避難経路の確保体制について記載  
(第3章 緊急事態応急対策 第8節 [新設] 避難経路の確保)

##### イ 国の原子力被災者生活支援チームの設置時期の前倒し及び原子力被災自治体支援チームの新設

国から派遣される原子力被災者生活支援チームとの連携及び当該チーム内で構成され、被災県庁舎等へ派遣される原子力被災自治体支援チームと連携し、国との連絡・調整を密接かつ円滑に行う。  
(第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立)

### 3 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の主な修正項目等

#### (1) 新型コロナウイルス感染症下の原子力防災に係る記載

##### ア 屋内退避、避難等防護措置における感染症対策

屋内退避中は放射性物質による被ばくのリスクの低減を優先し、扉や窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。ただし感染症対策の観点から国又は県等からの確実な換気の指示等があった場合には30分に1回程度の換気を行う。

避難車両乗車中、UPZ内を越えるまでは窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から国又は県等からの確実な換気の指示等があった場合は30分に1回程度の換気を行う。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.14 新型コロナウイルス等感染症下における避難)

##### イ 「3つの密」を避ける一時集結所、避難退域時検査会場の設置、運営

一時集結所では施設内での受付実施を基本とし、受付と併せマスク着用確認、手指消毒、健康確認等を実施する。また、受付において避難者を感染の疑いのある者とそれ以外の者に分類し、動線を分ける等の対策を行う。

避難退域時検査会場に感染の疑いがある者の待機場所を設置する。また、動線の分離、降車順番の調整等を行い、密閉・密集・密接対策を行う。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.14 新型コロナウイルス等感染症下における避難)

##### ウ 避難者への健康確認、検温等の実施

マスク着用、手指消毒等の感染症対策を実施するとともに、事前の健康確認等の実施結果を踏まえ、可能な限り濃厚接触者、発熱・咳等の症状者、それ以外の者が混在しないよう分類し避難を実施する。また、必要に応じて避難車両内の養生を行う。

避難退域時検査の実施に併せ健康確認等を実施し、健康確認書（検温、健康状態の確認結果の記載）を交付する。健康確認等の結果、感染症検査等医療機関等での対応の必要が認められた場合は、設置した待機場所で待機し、専用車両で医療機関等へ搬送する。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.14 新型コロナウイルス等感染症下における避難)

#### (2) 原子力防災訓練等を通じた見直し

##### ア 避難の円滑化に係る体制の強化

###### (ア) 車両検査の先行的実施

避難退域時検査は、あらかじめ定めた会場で行うが、避難の円滑化を図るため、避難状況等に応じて避難経路上の適地における車両検査の先行実施について検討する。

(第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.4.3 避難退域時検査会場)

###### (イ) 前方災害対策本部の設置

避難にあたり、渋滞及び停滞等全般に影響を及ぼす事案が発生した場合、避難等防護措置の指揮を円滑に実施するため、必要に応じて災害対策本部長等が前方の拠点に進出し、現場指揮を行う。

(第2章 実施要領 5 避難実施体制 5.1.2 災害対策本部の設置等)

##### イ 安定ヨウ素剤緊急配布体制の強化

###### (安定ヨウ素剤のドライブスルー方式による配布)

避難状況に応じて、避難者が避難車両から降車せずに受け取る配布方法（車両内配布やドライブスルー方式等）を検討する。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.8 自家用車による避難)

ウ 避難経路のモニタリング体制強化

避難前に避難経路の空間放射線線量率を測定し、避難経路の安全確保を行う

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.4.2 避難段階)

エ 原子力防災支援拠点による防災体制の強化

原子力災害発生時は民間輸送業者等により、管理している資機材を先行的に輸送し、避難開始までに避難退域時検査会場を開設するとともに、避難退域時検査会場の後方支援拠点を設け、他地域等から支援される資機材等の受入、管理を行う。

(第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.4.12 原子力防災支援拠点)

(3) 国の防災基本計画の修正等を踏まえた見直し

ア 降雪時における避難経路確保に関する記載の充実

主要避難経路を重点除雪区間とし、優先的に除雪を行う。

関係機関と鳥取自動車道、山陰自動車道、米子自動車道の通行止め区間及び迂回路、集中除雪時の連絡体制の確認を行い、必要に応じて関係機関とのリエゾン相互派遣等早期の連絡体制の構築を行う。

広域的な迂回及び除雪並びに避難者への情報伝達について原子力合同対策協議会で調整する。

(第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.6.2 降雪時における避難経路の確保)

イ 原子力被災者生活支援チームの設置時期の前倒し

国（原子力被災者生活支援チーム）と連携し、原子力災害対策本部での決定事項等に基づき住民避難等の各種計画に従い、住民等の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.4.2 避難段階)

4 スケジュール

2月25日 鳥取県原子力安全顧問会議

3月下旬 鳥取県防災会議において地域防災計画の修正について審議し、修正

※新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ書面開催